

お互いに嬉しい交流の場でした！ ふれあい交流会＆たかさご学級

7月30日(金)、川原自治会センターで「ふれあい交流会＆たかさご学級(高齢者学習)」を開催しました。(主催:上津江地区社協/共催:上津江公民館)

最初に日田市南部地域包括支援センターの綾垣さんが健康のお話と健康体操を、上津江駐在所の森本さんは「特種詐欺防止」のお話をして下さいました。



続いて、お楽しみの時間！

まずは井上揚佑さん(小川原)作成の紙芝居「紅頭巾2」です。公民館運営委員会の宮木郁夫会長が袴姿で登場！様々な登場人物の声色を使い分け、臨場感たっぷりに紙芝居を語りました♪



続いて、公民館のキーハープ教室とギター教室のコラボ演奏！公民館教室は、現在コロナ禍の為なかなか発表の場がありません。今回は発表する方も見る方も、お互いに嬉しい交流の場になりました！

最後はお弁当を配布して終了。会食は出来ませんでした



たが、とても楽しいひとときを過ごすことができました！

次回は秋に開催予定です！

★「ひろば」をご活用下さい。

上津江公民館だよりでは、町内の団体、上津江地区に関する取り組みをしている団体等の情報発信の場として「ひろば」のコーナーを設けています。掲載をご希望の団体等は、お気軽にご相談を！！※営利活動、特定の宗教や政治に関する内容、その他、公民館だよりに相応しくないと思われる内容は掲載できません。

ひろば 地域の情報発信！

★令和2年7月豪雨写真展示中です！！

中津江上津江災害復興祭実行委員会



復興の願いを込めた笹飾り・短冊流し

7月22日(木)に中津江村市ノ瀬公園で開催致しました「中津江上津江災害復興祭 2021」では、上津江町からもたくさんの皆様にご来場頂きました。

誠にありがとうございました！



復興祭当日に、会場でもご覧頂きました「令和2年7月豪雨写真」117点を、現在、上津江振興局のロビーに展示させて頂いております。上津江振興局にお立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。展示期間は8月20日(金)までとなっております。

中津江上津江災害復興祭実行委員会
電話 54-3200(中津江むらづくり役場内)

★チヨイでご祭り 開催!! つえ絆くらぶ

8月1日(日)、第13回チヨイでごまつりを開催しました！



上・中津江、日田市から集まって下さった16名のボランティアの方のご協力で、窓拭き、部屋のお掃除など8軒の作業を行いました！

次回は12月に予定しております！
つえ絆くらぶ事務局 電話 0973-54-3824

★市民と行政の懸け橋！行政相談のお知らせ！

行政相談委員 武原文子

毎月第3水曜日午前9時から12時まで、上津江振興局相談室にて行政相談を行っています。福祉、行政の制度、その他どこに相談したら良いかわからない等、困ったときは気軽にご相談下さい。当日、直接来て頂いても結構です。お一人お一人、個別にご相談に応じます。

8月の相談日 18日 / 9月の相談日 15日
日程が合わない時は上津江振興局にご相談下さい。

★特定商取引法の一部改正について



上津江駐在所より

今回の改正は、

- *悪質商法に対する対策強化
- *社会情勢等の変化への対応する

等の為に法律の一部が見直されました。施行日は今年の7月6日で、主な改正点は次の2つです。

1. 通販の「詐欺的な定期購入商法」への対策

- ・「定期購入ではない」と誤認させる表示への直罰化
- ・違法な表示により申込みをした際、申込みの取消ができる制度への新設等

2. 売買契約に基づかないで送付された商品(送り付け商法)への対策

- ・売買契約に基づかないで送付された商品(送り付けられた商品)については、販売業者は商品の返還を請求することができない。

※以前の法律では、受け取り側(消費者)が14日間保管後処分可能であったものが、直ちに処分可能になりました。

●例えば改正前の法律では、

- 例1)定期購入が条件とは明記されていないのに「定期購入が条件で初回は安くしています。定期購入しないの

であれば、★通常価格で販売します。★違約金を頂きます。」等と法外で払う必要のない金銭を要求される。例2)頼んでもいいの商品が届き、受け取ったのはいいが、頼んだ記憶もないし必要もないのに、2週間経過せずに商品を捨ててしまった。後日(2週間以内)、販売元から「間違えて商品を発送した」等と虚偽の申告を受け、廃棄したことを伝えると「賞品を送り返せないのなら、代金を支払え」等と金銭を要求される。といった計画的なワナにはまる羽目になっていました。

このような事例が多かったことから、法改正を行い、改正前の行為をできなくしたり、その行為をすれば即、処罰の対象になるようになりました。

ただ、改正がなされて日が浅いからは、悪徳業者が「まだ消費者は法改正されたことを知らないだろう。」等と推測し、手口自体は変わらずとも、少し表現を変えたりして金銭を要求しようとしています。憶えのない荷物等が届いたり、そのような荷物に関する連絡があった場合等は、警察等に連絡・相談をする等して、不当な金銭要求に応えないように注意しましょう。

※改正法は今年の7月6日に施行されるものなので、それ以前に発生した案件については適用外となります。

せめて、ささやかな会食を… 白草地区でミニティ♪

7月15日(木)、白草公民館でミニティが開催されました。(上津江地区社協主催)

コロナ禍により、自治会全体で行うのは難しい状況ですので、今回は白草地区のみの開催となりました。

僅かな時間でしたが、久しぶりの会食を楽しみました。

おいしそうでしょ♪ →



笑顔の種



以前からグリーンカーテンを作つてみたいと思っていたところ、ついにチャンスがやってきました。毎年、振興局の職員さんが作つておられるカーテンのお世話をさせて頂くことになりました。

春に苗作りから始めて、夏にはカーテンと呼べるほどに成長した。毎朝水をやりながらそれが成長していく様子を見つめると蔓をネットに繋ぐのが日課となり、水やりのホースを伸ばしたり丸めたりするのも苦にならないほど楽しんでいます。

新しい発見もある。朝顔の蔓は一つの種から一本だと思っていたが根元から何本も枝分かれする種類があるとか、ゴーヤーは一本の蔓に雄花も雌花も咲くのが普通だが、雌花しかつかないものもあるとか。

そして今朝は朝顔が160輪も咲いた！

このカーテンは、日差しを和らげてくれるだけでなく目も楽しませてくれる。蝉の声さえも楽しく聞こえてしまう今日この頃である。

上津江公民館長 武原 文子

まちの話題 まちのスッキリきれいになりました！

「一の会」がやすらぎ苑で草刈りボランティア

地域の団体「一の会」の皆さん、8月8日(日)、ボランティアでやすらぎ苑の草刈り作業を行いました。かなり伸びていた草が刈り取られ、お盆を前にスッキリきれいになりました！

